

人事労務のプロがお届けする情報ボックス

ろうむの玉手箱

〒950-2101 新潟市西区五十嵐1の町7229-2

小野本 社労士 事務所
TEL 025-268-6120 / FAX 025-268-6130

Email: info@sr-onomoto.jp

URL : http://www.sr-onomoto.jp/

: http://office375.sr-onomoto.jp/

◆休日は何日?◆

「年間休日を85日にして、1日の労働時間を7時間半としたいがどうだろう」

週休2日制が難しい会社では、年間の休日をあらかじめ決めて働いてもらう変形労働時間制が広く使われています。

1年単位の変形労働時間制は便利な制度ですが、上記のやり方は総労働時間で問題があります。

ではどうすれば?

■ 重要ポイント



休日がなかなか取れない会社では、1日の所定の労働時間を8時間より短くすればよいが、法定労働時間の枠に収まっているかどうかを考える必要がある。

年間休日85なら、1日の所定労働時間は7時間20分にしよう。

■ 週40時間で年間の労働時間の総枠は

1年365日には52.14週あります。1年が52.14週なので、この数字に40を掛けると、1年間の労働時間の総枠の数字が出てきます。

2,085.6時間です。

1年変形という方法を使っても、年間の労働時間は2,085時間を超えることができません。

1年単位の変形労働時間を採用して、1日8時間が所定労働時間であれば、労働日数が260日(=休日105日)で年間総労働時間が2,080時間ですから総枠内に収まっています。

■ 年間休日105日が確保できない場合

年間の所定休日が105日確保できないのであれば、1日の所定労働時間を減らすことで、休日日数を減らすことができます。

休憩を入れるなどして1日の所定労働時間を7時間50分にすれば、所定労働日266日(=休日99日)で総枠に収まります。

■ 1日の労働時間の休日の関係

1日の所定労働時間と年間の休日数は次のような関係になります。

所定労働時間を5分減らすと、年間の休日を3日ずつ減らしていくことができることがわかります。

1日の所定労働時間	休日日数	労働日数
8時間	105日	260日
7時間55分	112日	263日
7時間50分	99日	266日
7時間45分	96日	269日
7時間40分	93日	272日
7時間35分	90日	275日
7時間30分	87日	278日



～ たくさん実ったさくらんぼ。
ヒヨドリを追い払うのが大変でした ～

■ 1年変形では年間休日は85日必要

表を延長して、7時間25分にして84日としたとします。

総枠には収まっていますが、採用できません。

実は、1年の変形労働時間を採用する場合、年間の休日は最低でも85日という決まりがあるのです。

この85という数字は、隔週週休2日(52日+26日)及びその他の休日(7日)の合計からきているといわれています。

冒頭のご相談ですが、1日の労働時間を7時間30分とすれば、休日は85ではなく87日とるようにしなければなりませんし、85日以上確保できないというのであれば、1日の労働時間を7時間20分として、法律がクリアできます。

この場合、7時間20分×(365-85)で、年間総労働時間は2053.3時間となります。85日の休日確保という制約のため、1年間の総労働時間では2,085を下回る2,053という労働時間になります。

月給者に残業代を払うときの時間単価は「1カ月の平均の所定労働時間」で割って出しますので、1年の総労働時間の数字が小さいと、連動して1カ月の所定労働時間が小さな数字となり、時間単価が少し高くなってしまいます。

■ 1年85日も休めない場合は

年間の休日が85日も確保できない場合は、1カ月変形の労働時間制を考えましょう。

毎週日曜日と月2回の土曜日を所定休日とすると1カ月の所定休日は6日で、年間休日は72日です。これは1日の所定労働時間を7時間にするだけで法をクリアできます。

31日の月の労働時間＝

$$7 \times (31 - 6) = 175 \text{ 時間}$$

(31日の月の上限時間177時間を下回っている)

30日の月の労働時間＝

$$7 \times (30 - 6) = 168 \text{ 時間}$$

(30日の月の上限時間171時間を下回っている)

28日の月の労働時間＝

$$7 \times (28 - 6) = 154 \text{ 時間}$$

(28日の月の上限時間160時間を下回っている)

なお、月の労働時間の限度時間は40時間×月の暦日数÷7で計算されます。

■ 1日8時間の場合の月の休日

1日の所定労働時間が8時間の場合、1カ月変形では31日の月も30の日も最低9日の休日が必要です。

28日の月は8日の休みで足りません。

31日の月の労働時間＝

$$8 \times (31 - 9) = 176 \text{ 時間}$$

30日の月の労働時間＝

$$8 \times (30 - 9) = 168 \text{ 時間}$$

28日の月の労働時間＝

$$8 \times (28 - 8) = 160 \text{ 時間}$$

1カ月9日の休日が年間11回、あと1回8日ですと1年では107日の休日となります。

1年変形を採用すれば年間休日105日ですみますが、1カ月変形では107日必要ということです。

■ 1年変形は届け出が必要

1年単位の変形労働時間制を採用するには、所定の労使協定を結んで、毎年労働基準監督署に届け出が必要です。

1カ月変形は就業規則などにその旨記載しておけば、届出の必要はありません。

■ 法が求めるピッタリを抑えること

《年次有給休暇の取得を促進する》そのため、来年度から法改正も行われます。

会社が所定休日を多く設定することは働く人には望ましいことですが、すべての労働者には年次有給休暇を請求する権利があり、今後は請求する人が増えることが予想されます。所定休日を多くしても、年次有給休暇の請求を制限することはできません。

年次有給休暇の取得率を上げることは今後ますます求められます。

休日についてどこまで法律が求めているのかをまずは正しく理解しておきましょう。

トピックス

「管理職になりたい」女性新入社員は53.5% 日本生産性本部の調査

公益社団法人日本生産性本部では、毎年春にその年の新入社員にアンケート調査を行っている。今回が26回目となる調査で、以下の結果が出ている。

【新設門】女性新入社員「管理職になりたい」に対し、「そう思う」と回答した割合が53.3%。男性新入社員は同設問に76.3%が「そう思う」と回答。理由は男女ともに「様々な業務に挑戦したい」

「海外勤務のチャンスがあれば応じたいか」に対し「そう思う」という回答が過去最低の48.2%となった。

「子どもが生まれたとき、育児休業を取得したいか」に対し「そう思う」は男性62.7%、女性97.6%。男女平均では71.9%。

「今の会社に一生勤めようと思っている」が男女平均で54.7%。

⇒ 海外勤務はせずに、育休を男女とも取得し、今の会社に勤め続ける??

労働関係の言葉



～ 住民票記載事項の証明書 ～

採用決定者に求める書類として、戸籍謄本や住民票は適切ではありません。出身地や親族構成を問題にはいけないという趣旨です。

住所等については「住民票記載事項の証明書」を提出してもらいます。

住民票記載事項証明は、住民票に記載されている項目のうち、一部の内容(住所、氏名、生年月日)が、住民基本台帳に記載があることを、市区町村長に証明してもらおう書式です。



Point

【スタッフからひとこと】

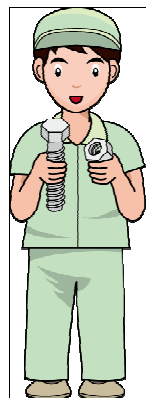
「社会保険の資格取得時の本人確認事務が変更されています」(平成26年10月から)

日本年金機構では、マイナンバーの導入に向けた取り組みとして、新規に基礎年金番号を付番する際に住民票コードを収録しています。このため、基礎年金番号が確認できない場合、資格取得届に住民票上の住所の記入が必要となっています。

資格取得時に基礎年金番号が確認できない方(お持ちになったことがない方、またはお持ちであるが不明な方)は、住民票上の住所と郵便物の届く住所の記入が必要となります。

【安全第一・災害ゼロの職場づくり】社内研修会

業務日記 5月〇日



「安全の意識が低い従業員がいて困っているのだが・・・」

こんなご要望を受けて ある会社で研修をさせていただきました。

まずは労災事故の原因の現状や、会社の責任について説明しました。、私が社労士として経験した労災事故の話も織り込みました。

その後グループを作ってもらって、どのようにしたら災害のない職場になるのか、意見を出しあってもらい、それを各人にカードに書いてもらいました。カードの内容を項目別に分けて、模造紙にまとめてもらいました。

グループごとにわいわいと様々な意見が出されました。最後に発表してもらいました。

「声を掛け合って作業をする」「朝ご飯は必ず食べてくる」「一つの仕事を終えてから次の仕事をする」「脚立の取り扱いに注意する」思いがけない意見がいろいろ出ました。

グループで意見を言い合う中で、安全への意識が高まったようです。